

### (5) 植松・地尻遺跡と関連官衙遺跡

古代碓氷郡で確認されている公的施設と考えられる建物群は、植松・地尻遺跡の西にある鍛治ヶ嶺遺跡で発見されている（第41図）。鍛治ヶ嶺遺跡では長軸方向がL字状に配置される大形掘立柱建物址4棟、土坑が確認された。建物の重複と拡張はなく、8世紀代の建物群と考えられている。建物は全て側柱建物であり、柱穴は方形で一边が約1mと大形である。この遺跡も植松・地尻遺跡と同じ野後郷の西側に比定される地域に存在し、遺跡の南北には東山道駅路が推定されている。鍛治ヶ嶺遺跡の性格については、遺跡の全体像が不明なため特定できないが、植松・地尻遺跡と同様の性格として居宅あるいは何らかの公的施設として考えられる。郡家あるいは駅家と推定するためには、さらに検討する必要があるが、植松・地尻遺跡の性格を検討する上で注目すべき遺跡である。また、松井田町坂本にある原遺跡では、梁行3間、桁行11間の身舎に三面の庇が付く大形掘立柱建物址が発見されている。この建物の柱穴は「布掘り」とされる特殊な堀方である。建物の規模からして公的施設の可能性が高く、遺跡のある地域が坂本郷に比定され東山道駅路が通過することから、遺跡が坂本駅家の可能性が考えられている。

また、磯部郷にある大王寺地区遺跡群でも、建物の配置に一定の方向性が認められる掘立柱建物群が発見され、何らかの公的施設の性格を建物群が確認されている。荒神平・吹上遺跡では古代の可能性がある桁行5間以上の総柱建物で柱穴から礎石へと建て替えられた建物が確認されている。

上野国における郡家あるいは駅家に関する遺跡及び関連遺跡（寺院等）は、上西原遺跡（勢多郡）、十三宝塚遺跡（佐位郡）、入谷遺跡（新田郡）、天良七堂遺跡（新田郡）、大八木屋敷遺跡（群馬郡）等で確認されている。なお、上野国府については前橋市元総社町周辺が推定され、掘立柱建物址、区画溝、工房址、関連集落等が発見されているが、現在でも国府の範囲、国庁の位置が特定できていない。

## 3 古代碓氷郡の歴史的背景（第43図）

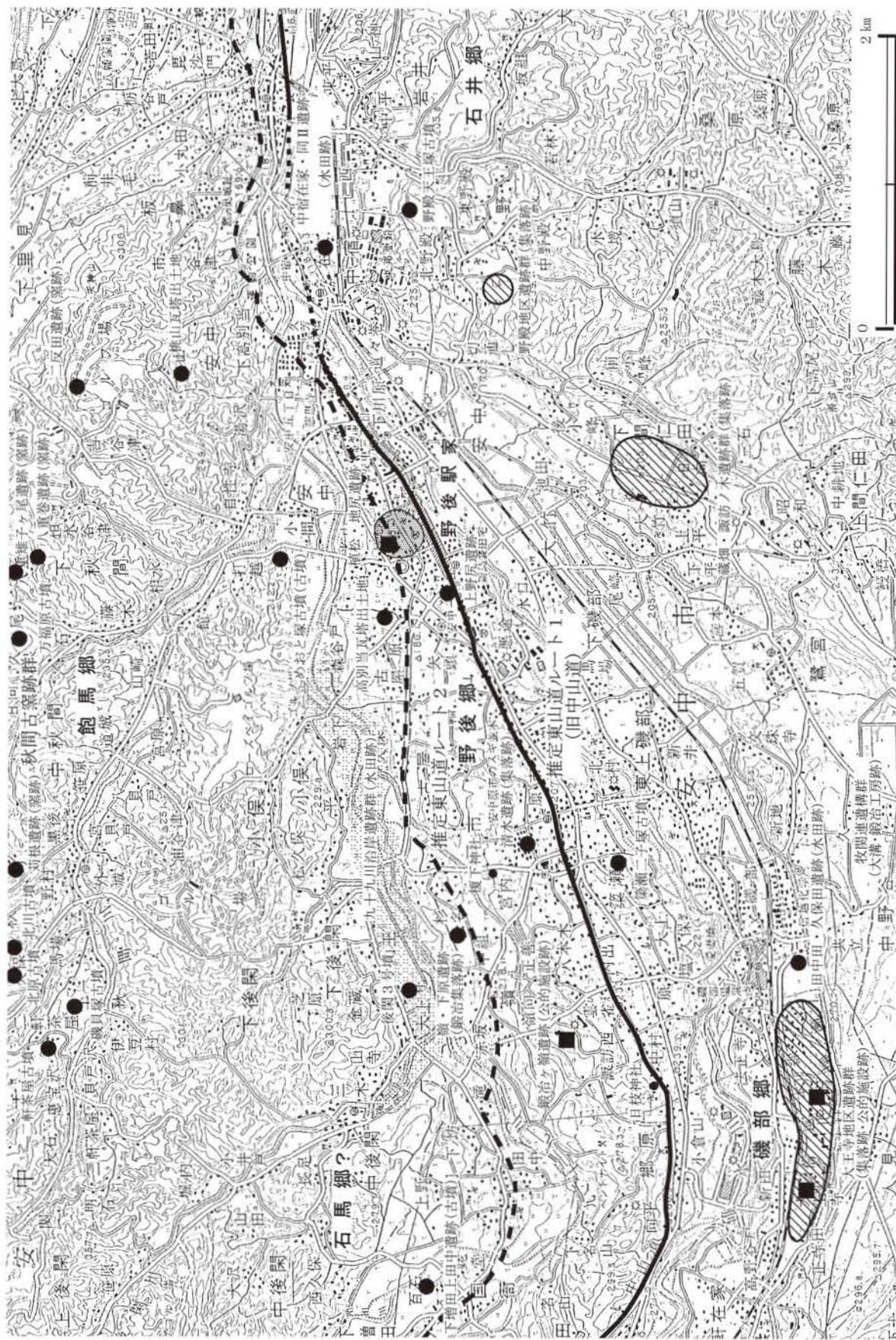
古代の碓氷郡には『倭名類聚抄』によると「飽馬・石馬・坂本・磯部・石井・野後・驛家・浮囚」の8郷があったことが知られている。また、東山道駅路に設置された「坂本駅家・野後駅家」も存在する。なお、平安時代後期の「上野国交替実録帳」には、上野国14郡の郡家の状況が記載され、郡家の実態を検討する上での基礎資料となっているが、碓氷郡の項については記載が不明となっている。

郡家の場所については、坂本郷あるいは野後郷と推定されていたが、植松・地尻遺跡の発見より、野後郷に存在した可能性が高いことが判明した。しかし、本遺跡が8世紀代には衰退すること、「上毛野坂本朝臣」氏の存在から、その後、駅家が坂本郷へ移転した可能性も考えられる。

古代碓氷郡を中心とした上野国西部は、「物部氏」に由来する「石上部（君）」氏が分布する地域であったと言われ、その後、「石上部（君）」は「上毛野坂本君」の姓となり、「上毛野坂本朝臣」に改姓する。この氏族は中央との関係が深いことでも知られており、上野国でも著名な氏族である。この氏族が治めたと考えられる碓氷郡には、郡の格付けが下郡にもかかわらず、東山道駅路の駅家が2カ所設置され、「碓氷の坂（関）」が存在することから、軍事的、政治的にも交通の要衝であった地域として捉えられる。これは碓氷郡が最も都（中央）に近いといった地理的な要因も関係すると考えられる。

市内を中心として、東山道駅路と各郷の在り方をみると次のような特徴が挙げられる。

1. 東山道駅路には旧中山道とするルート1と松井田町国衙付近を通過し、九十九川の右岸に沿うルート2の2つのルートが推定されている。しかし、発掘調査等で遺構が発見されていない以上、



第43図 古代唯我郡と閑連遺跡

どちらが確実なルートであるかは言えない。現状ではこの2つのルートが存在していたものと想定される。

2. 鮑馬郷には窯業跡が多数分布する地域であるとともに、切石積石室を特徴とする7世紀後半の古墳が分布する。野後郷には郡家あるいは駅家と推定される植松・地尻遺跡が存在し、北には石室構造が特殊なめおと塚古墳が存在し、遺跡との関連性が注目される。また、公的施設である鍛冶ヶ嶺遺跡と鍛冶集落である嶺・下原遺跡が存在する。磯部郷には中心的な集落である大王寺地区遺跡群があり、その周辺で大規模な「牧」の経営が行われている。

#### 4 「評」と刻書された須恵器について

「評」と刻書された須恵器は、HT-7号掘立柱建物址の大形柱穴から出土した。「評」の文字は須恵器蓋の内面中央にあり、焼成前に先端が尖る串状の工具で刻書されている。「評」の字の上下に文字があったかについては、破片であるため現状では確認できないが、上に「確日」と刻書されていた可能性も考えられる。

この蓋は摘みが宝珠形をするのが特徴で、共伴する土器群から7世紀後半（植松・地尻遺跡II期）に推定される。また、胎土の特徴から秋間古窯跡群で生産されたものと考えられる。本遺跡の文字資料はこの遺物が唯一であり、墨書き土器も確認されなかった。

「評」については、大宝令（701年）以前に設置された地方行政区画である「国-評-里（五十戸）」に区分された「郡」の前身である「評」を意味するものと推測される。「評」制については、大化改新後、孝徳朝の頃より、在地の有力豪族（国造）の支配体制から国家による地方支配を押し進めるために施行された行政組織で、国府より早く設置された。「評」が全国一斉に設置されたのは「常陸國風土記」等によれば大化5年（649年）とされており、これ以後、全国規模で「評」の分割と再編が行われたと考えられている。この「評」については、日本書紀にある改新の詔の中に「評」ではなく「郡」とあることから、その存在を疑問視する「郡評論争」が繰り広げられた。しかし、藤原宮の発掘調査によって「評」の文字が書かれた木簡が出土したことによって、改新の詔にある「郡」は後に潤色されたものであり、「評」が郡以前に存在していたことが証明された。これまで上毛野地域でも「評」制が施行されていたことは、飛鳥京・藤原京を中心とする都城から出土した木簡の中で「確日評（確氷郡）」、「車評（群馬郡）」、「佐為評（佐位郡）」、「大荒木評（邑楽郡）」が知られている。上毛野地域で「評」の存在が確認されたのは初めてであり、確氷郡では、郡制以前に「確日評」として「評」制が施行されていたことが明らかとなった。

さらにこの刻書された須恵器の型式学的年代が7世紀後半（650年～675年頃）に位置づけられ、「評」制が全国規模で施行される年代とほぼ一致することも明らかとなった。古代の文字資料として、高崎市山名町に所在する「山ノ上碑」の碑文にある「辛巳歳（681年）」と記されている年代より古く、上毛野地域に關係する県内最古の考古文字資料である可能性が考えられる。